

位置図

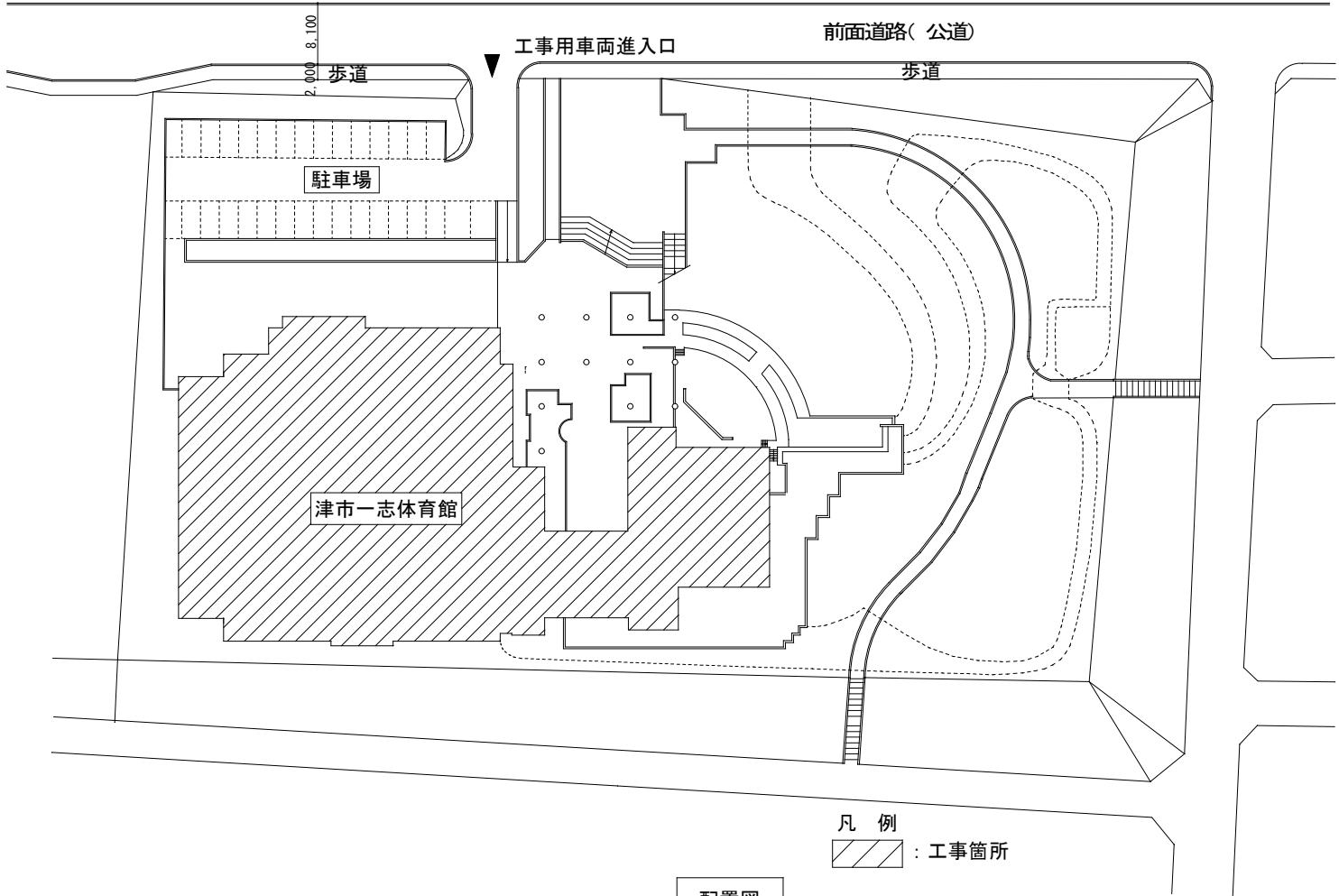
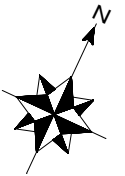
特記仕様書

(工事概要)

- ・本工事は、津市一志体育館における火災報知設備の改修を行うものである。

(施工条件)

- ・工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
 - ・作業着手までの調査は、事前に施設及び市監督員の承諾を得るものとし、施設に影響を与えない範囲とする。
 - ・施設内での作業・通行等は安全確保に十分配慮すること。
 - ・現場への本格着手は令和3年8月1日からとする。
 - ・施設利用者等からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって調整を行い、工事の再開は市監督員の承諾を得てから行うこと。
 - ・工事期間中、現場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
 - ・作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等あれば、市監督員の立会いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担に於いて速やかに復旧すると共に、市監督員に報告をすること。
 - ・設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。
- なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。



配置図

- ・工事用水、電力については既存の施設を無償で利用できる。但し、施設運営に影響しないよう事前に打合わせのうえ計画し施工すること。
- ・工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手及び 工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

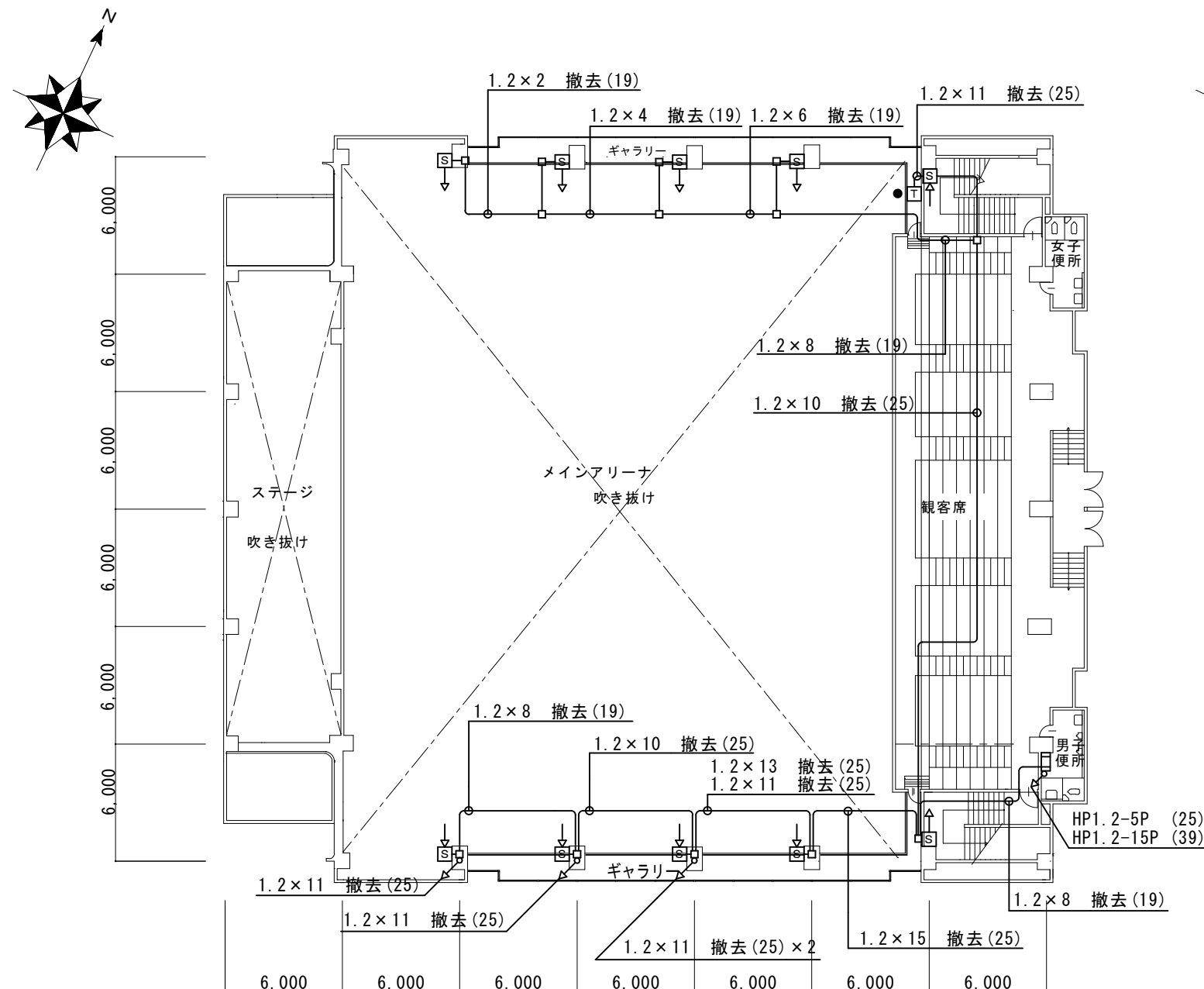
(適応基準)

- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編 最新版）
- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編 最新版）
- ・その他関係法令

(解体撤去処分)

- ・本工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。
- ・騒音・振動・粉塵等に配慮した施工を行うこと。

津市一志体育館火災報知設備改修工事		縮尺 —
図面名称	位置図・配置図・特記仕様書	原図：A 3
津市建設部営繕課		No. E-01



凡例

記号	名称	仕様	備考
	光電式分離型感知器	送光部	撤去
	光電式分離型感知器	受光部	撤去
	総合盤	消火栓ボックス組込型	
	光電式分離型感知器試験器		

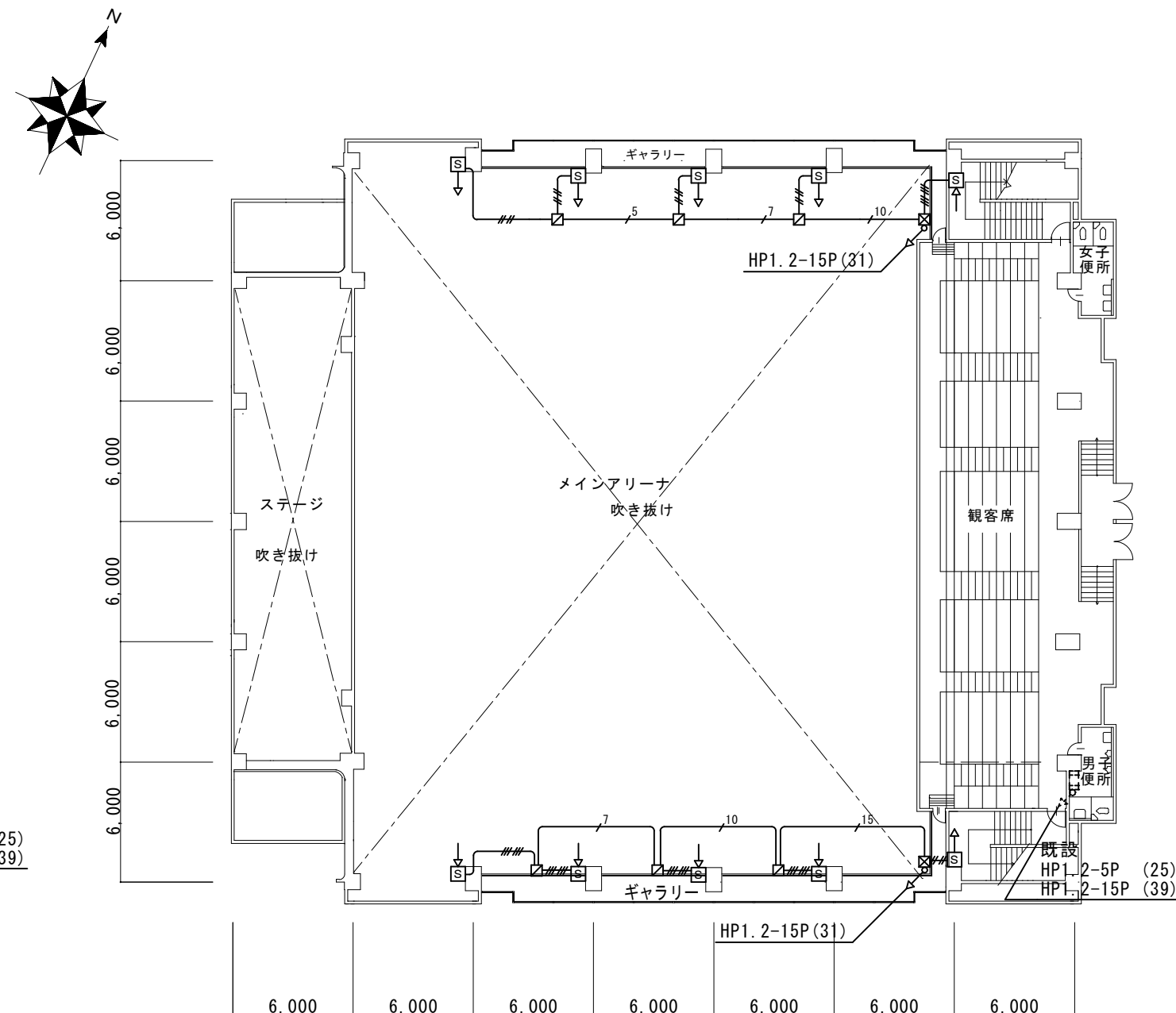
注記

※特記なき配管配線は、IV1.2(19)とする。

※●は器具撤去後、カバープレート取付を示す。

記入なき配線は下記による

	HP1. 2-4C (19)		HP1. 2-7P (25)
	HP1. 2-6C (19)		HP1. 2-10P (31)
	HP1. 2-5P (25)		HP1. 2-15P (31)



凡例

記号	名称	仕様
	光電式分離型感知器	送光部 保護枠共
	光電式分離型感知器	受光部 保護枠共
	光電式分離型感知器試験器	
	位置ボックス	
	ブルボックス	200×200×100 鋼板製 塗装共

注記

※点線は既設を示す。

津市一志体育館火災報知設備改修工事		縮尺 1/300
図面名称	メインアリーナ２階 火災報知設備図	原図：A 3
津 市 建 設 部 営 繕 課		No. E-03

